

三労発基 1223 第2号

令和6年 12 月 23 日

四日市コンビナート協力会社
災害防止協議会等連絡協議会長 殿

三重労働局長
(公印省略)

令和6年度化学物質管理強調月間の実施について

平素は、労働行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび厚生労働省におきまして、産業界における自律的な化学物質管理活動を推進するとともに、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るため、化学物質管理強調月間を創設いたしました。

令和6年度は

「正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう」

のスローガンの下、令和7年2月1日から2月28日まで別添「令和6年度化学物質管理強調月間実施要綱」（以下「要綱」という。）に基づき全国一斉に取組を実施いたします。

つきましては、本強調月間の趣旨をご理解いただき、貴団体ホームページ等への掲載、関係機関及び傘下の団体等に対する周知等、格別のご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、三重労働局ホームページに「化学物質管理強調月間」に係るページを設け、要綱の4（2）（オ）の「日常の化学物質管理の総点検」に係るチェックリストなどを掲載しております。

「三重労働局 化学物質管理強調月間」特設ページ

https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/news_topics/topics/R7kagakugetsukan_001.html

